

決められた容器で採水する必要がある理由 ～水道水の各検査項目編～

水道法で定める検査方法(平成15年厚生労働省告示第261号)では、**特性に合わせた採水容器を規定**しています。

水道水 9 項目の場合

ガラス容器以外を使用すると・・・



<検査項目>



容器の

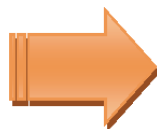
- ・有機成分が**試料に移る**
- ・臭いが**試料に移る**
- ・味が**試料に移る**



その他・・・ 細菌検査は滅菌ビンで！



滅菌されていない
容器やペットボトルは
細菌に汚染されている
可能性あり。



検査結果に
影響が出てしまう

当社は、水道法第 20 条の厚生労働大臣登録水質検査機関として、飲料水分析の実績があります。ご不明な点等、ございましたら、**当社 環境分析部 貝森、大塚(フリーダイヤル:0120-01-2590 内線:318、338)**までお気軽にお問い合わせください。

